15. 医業継続に係る相続税・贈与税の納税猶予等の特例措置の延長

大綱
50ページ

1. 改正のポイント

（1）内容
持分のない医療法人への移行を引き続き促進するため、医業継続に係る相続税・贈与税の納税猶予等（相続税の納税猶予、出資者間の贈与税の納税猶予、医療法人への贈与税の納税猶予）の特例措置について、医療法の改正を前提に、認定期限が2023年（令和5年）9月30日まで3年間延長される。
（2）実務のポイント
- 認定要件に変更がないかについては、今後改正される医療法で明らかとなるため注視が必要である。
- 認定期限は3年延長されるが、認定要件は多岐にわたり、要件充足に時間を要する可能性があるため、制度適用の検討は早めに行う必要がある。

2. 制度趣旨・背景

（1）医療法人が抱える課題と持分のない医療法人制度の創設

医療法人の出資持分は、相続税の対象となるが、医療法人は配当を禁止されていることから、過去から蓄積した剰余金が多額となり、相続税評価額が高額になる傾向がある。その結果、相続税を負担することが困難となり、世代交代ができず、医療法人制度の趣旨である医療機関経営の永続性を脅かす事態に繋がるケースがあった。
また、出資者には、社員の退社時に払戻請求権が、医療法人の解散時に残余財産分配請求権が認められている。これらは事実上の配当行為に該当し、医療法人の非営利性が担保されていないのではないかという議論がなされていた。
上記の課題を解決するため、第5次医療法改正により、平成19年4月以降は持分のない医療法人しか設立できなくなったが、それ以前に設立された持分のある医療法人は経過措置として存続することとなった。

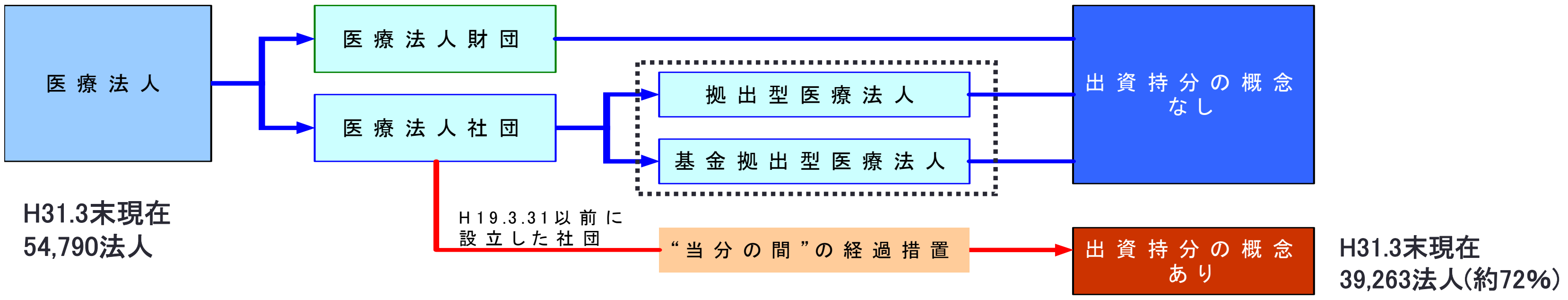

・・・第5次医療法改正にて創設された「持分のない医療法人」　出資持分に対する相続税等の問題あり

Copyright 2020 Yamada Zeikai All Rights Reserved.

(2)移行時課税と認定医療法人制度の創設

医療の永続性・非営利性の担保の観点から、速やかに持分のない医療法人へ移行することが求められているが、持分のない医療法人へ移行する際に、医療法人を個人とみなして贈与税が課されることが課題となり移行が進まなかった。

移行を促進するため、第6次医療法改正により認定医療法人制度が、平成26年税制改正により出資持分に係る相続税・贈与税の納税猶予制度が創設されたものの、上記移行時課税の問題が解決しなかったため、平成29年税制改正により、認定医療法人が持分のない医療法人へ移行した場合の贈与税の納税猶予制度が創設された。

3. 認定医療法人制度の内容

(1)認定医療法人の概要

①認定医療法人とは

認定医療法人とは、持分のある医療法人から持分のない医療法人への移行を意思決定し、移行計画について、厚生労働大臣から認定を受けた医療法人をいう。認定期限は2020年(令和2年)9月30日までとなっているが、今回の改正により引き続き移行を促進するため、2023年(令和5年)9月30日まで延長される。

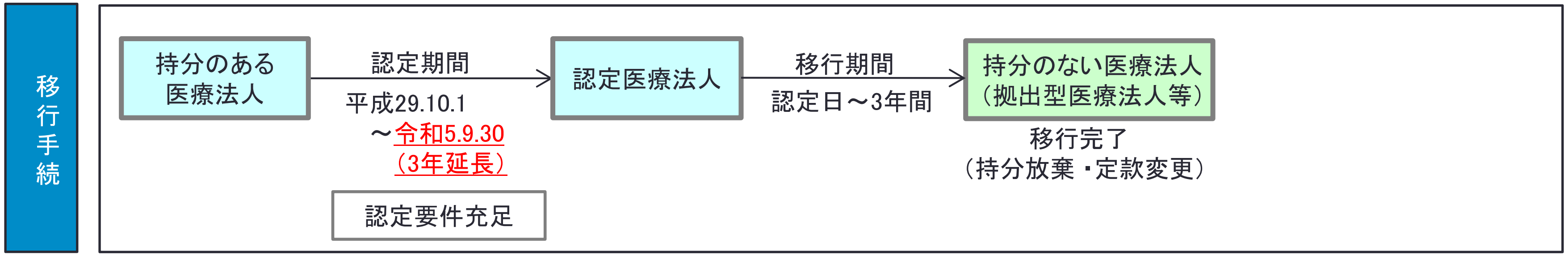

②認定要件

内容	
移行計画が社員総会において議決されたものであること	医療法人の関係者に対する特別の利益の供与がないこと
移行計画が有効かつ適切なものであること	営利事業を営む者等に対する寄附その他の特別の利益の供与がないこと(公益法人等に対する特別の利益の供与は除く)
移行計画期間が3年以内であること	
社会保険診療に係る収入が全収入の80%を超えていること	役員報酬について不当に高額にならないよう定めていること
自費患者への請求金額が社会保険診療報酬と同一の基準であること	遊休財産額が本来業務事業損益の事業費用の額を超えないこと
医療診療収入≦患者等のために直接必要な経費×1.5	法令違反等に該当する事実がないこと

Copyright 2020 Yamada Zeikai All Rights Reserved.

（2）課税関係

①相続人・出資者に係る相続税・贈与税の納税猶予・免除

「出資持分を相続等により取得した相続人」又は「持分放棄により価値移転をうけた残存出資者」について、一定の要件に該当する場合には、相続税・贈与税の納税が猶予され、移行期限（認定日から3年以内）までに出資持分が放棄された場合には、猶予されている相続税・贈与税は免除される。

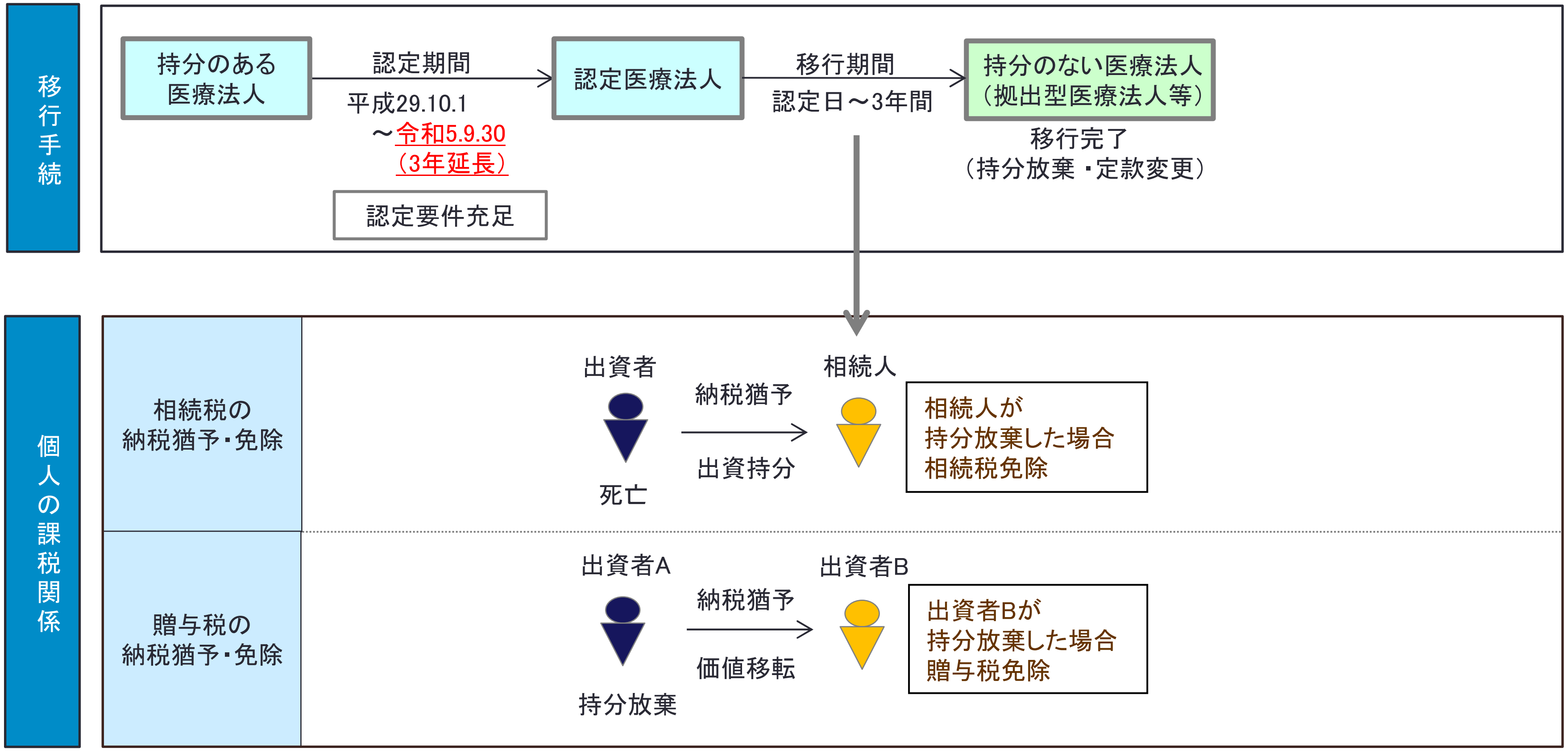

Copyright 2020 Yamada Zeikai All Rights Reserved.

②医療法人への贈与税の納税猶予・免除

認定医療法人の出資者が出資持分を放棄し、認定移行計画に記載された移行期限（認定日から3年以内）までに持分のない医療法人へ移行をした場合には、医療法人が放棄により受けた経済的利益については、医療法人に対して贈与税は課されない。ただし、認定医療法人が、持分のない医療法人へ移行をした日から6年を経過する日までの間に認定が取り消された場合には、当該医療法人を個人とみなして贈与税が課される。

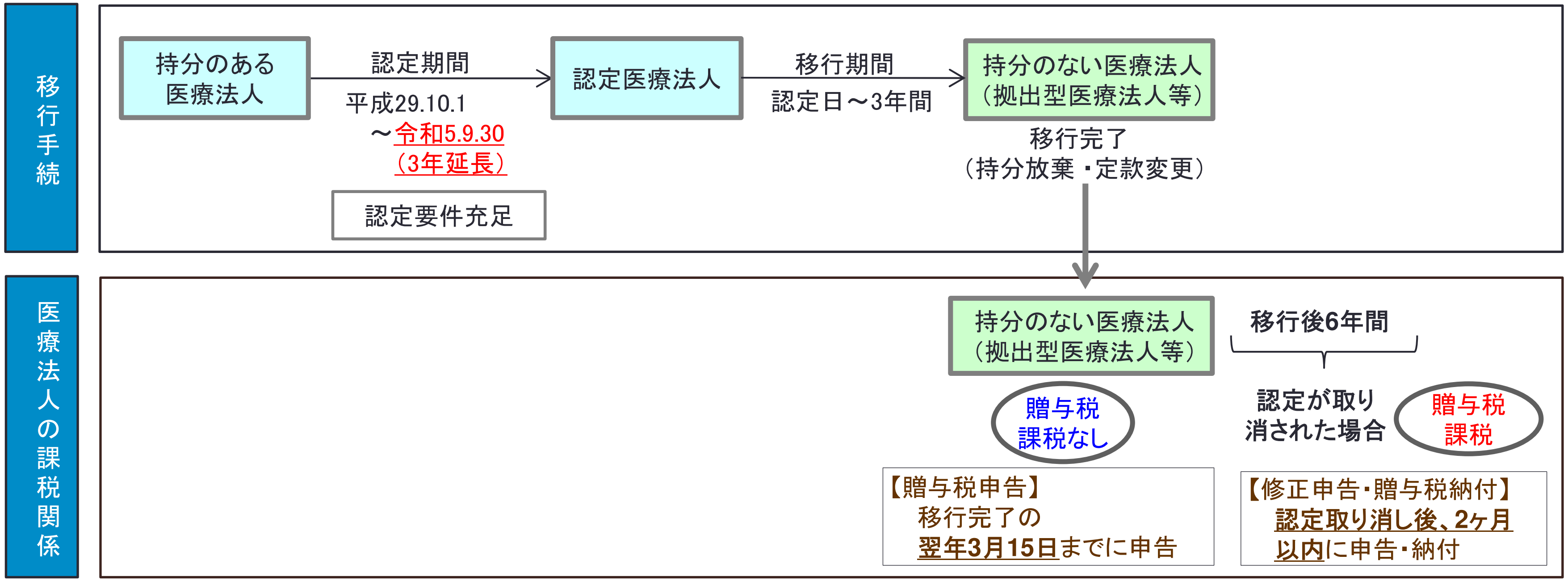

3. 適用時期

現行の認定期限が2020年（令和2年）9月30日から2023年（令和5年）9月30日まで延長される。

4. 実務のポイント

- 認定要件に変更がないかについては、今後改正される医療法で明らかとなるため注視が必要である。
- 認定期限は3年延長されるが、認定要件は多岐にわたり、要件充足に時間を要する可能性があるため、制度適用の検討は早めに行う必要がある。

Copyright 2020 Yamada Zeikai All Rights Reserved.